

熊本県「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」に基づく現地調査実施要領

1 目的

「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「法律」という。）に関する事務のうち、法律第3条の規定に基づく届出を行った会員制事業者及び会員契約代行者（以下「事業者等」という。）に対して、法律の啓発及び届出事項の確認及び法律の適正実施指導を目的に行う、現地調査について取りまとめたものである。

2 現地調査の実施手順

- (1) 各経済産業局産業部長から送付された「法律第3条に基づく届出書」に基づき、会員の新規募集もしくは追加募集を行う事業者等に対し、任意の現地調査を行う。
- (2) 現地調査にあたっては、事前に電話で事業者等に日程等について連絡を行う。
- (3) 現地調査は、2名以上の職員で行う。
- (4) 必要に応じ、九州経済産業局消費経済課職員と相談の上、同行を依頼する。
- (5) 現地調査にあたっては、法律及び施行令、施行規則等を提示し、啓発及び適正実施を指導する。その上で、現状について調査を行う。
- (6) 現地調査終了後は、別記様式第6により復命を行う。

(別記様式第6)

1	日時	平成 年 月 日
2	場所	(事情聴取を行った場所)
3	事情聴取職員	消費生活課 ○○、△△
4	事業者等対応者	
5	事業者の概要	主たる事業所及び従たる事務所等
6	聴取内容 (1) 募集の理由 (2) 募集口数 (3) 会員の種類 (4) 預託金額及び措置期間 (5) 募集方法 (6) 怪異募集説明書及び会員契約締結に関する説明書 (7) 預託金預かり証及び会員名簿	 (具体的募集方法について聴取) (別に添付する) (別に添付する)
7	調査に対する意見	

